



平成17年4月22日

上場会社名:株式会社ジェイエムネット (コード番号:2423 Q-Board) 本社所在地:福岡市博多区下川端町3番1号

代表者名:代表取締役社長 植木 一夫 問合せ先:取締役管理部長 細川 誠哉

電話番号: 092-272-4151

(URL http://www.jmnet.co.jp/)

# ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成17年4月22日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の 規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対するストックオプションとして新株予約権を発行 することの承認を求める議案を平成17年5月18日開催予定の当社第10回定時株主総会に付議すること を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の業績向上及び各担当業務に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権を発行するものであります。

# 2. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の割当を受ける者 当社の取締役、監査役及び従業員
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 250 株を上限とする。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の 算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において 権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×株式分割または株式併合の比率

### (3) 発行する新株予約権の総数

250 個を上限とする。なお、新株予約権1個につき発行する株式数は1株とする。ただし、上記(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個につき発式する株式の数についても同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額 無償とする。

## (5) 新株予約権の行使に際して払込を為すべき額

新株予約権の行使に際して払込を為すべき額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に新株予約権の行使により発行または移転する株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の福岡証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の福岡証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値のない場合は、その前日以前の各取引日に成立した終値のうち、新株予約権の発行日に最も近い日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、行使価額の調整は、以下のとおりとする。

① 新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使 価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×

株式分割または株式併合の比率

② 新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権及び「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条/19の規定に基づく新株引受権の行使による新株発行の場合は、行使価額の調整は行わない。

新規発行株式数×1株当たり払込金額

既発行株式数 +

1株当たり時価

調整後行使価額= 調整前行使価額×

既発行株式数+新規発行株式数

- ③ 新株予約権の発行日以後、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額 の調整を必要とするやむを得ない事情が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するも のとする。
- (6) 新株予約権の行使可能期間

新株予約権の発行日から7年を経過する日までの範囲内で、取締役会で決定する。

- (7) 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
  - ② その他の行使の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の消却事由及び条件
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で消却することができる。
  - ② 上記(7) ②に定める契約に従い、新株予約権は無償で消却することができる。
- (9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡は、これを認めない。

(注)上記の内容につきましては、平成17年5月18日開催予定の当社第10回定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上